

大 個 審 第 3 4 号
(答申第343号)
令和元年10月28日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 柳井 健一

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

令和元年10月25日付け人権企第1529号で諮問のありました「大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する業務に係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項について、審議の結果、その収集する要配慮個人情報が事業の目的を達成するために必要不可欠と認められることから、下記事項に留意の上、例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

実施機関において、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づき本事業のために用いる個人情報の管理責任者、担当職員、保管場所、保存期間等を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とし、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄すること。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、近藤亜矢子、嵯峨嘉子、長谷川佳彦